

## 6 同行援護について

## 「同行援護とは」

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(障害者自立支援法 第5条4)

# 同行援護のサービス内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

# 同行援護の対象者の基準

## ◇ 身体介護を伴わない場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

## ◇ 身体介護を伴う場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者
- ・ 障害程度区分が2以上
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定

## 同行援護アセスメント票（案）

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

### アセスメント項目

No	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害 視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない 見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ 矯正視力による測定とすること (視力確認表は下図)
2	視野障害 視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとすること	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

(視力確認表:A4版)



### 【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

# 同行援護サービス費の算定構造(案)

基本部分		注	注	注	注	注
イ 身体介護を伴う場合	(1)30分未満 (254単位)	3級ヘルパー等により行われる場合	2人の同行援護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算
	(2)30分以上1時間未満 (402単位)					
	(3)1時間以上1時間30分未満 (584単位)					
	(4)1時間30分以上2時間未満 (667単位)					
	(5)2時間以上2時間30分未満 (750単位)					
	(6)2時間30分以上3時間未満 (833単位)					
	(7)3時間以上 (916単位に30分増すごとに +83単位)					
ロ 身体介護を伴わない場合	(1)30分未満 (105単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100	+15/100
	(2)30分以上1時間未満 (197単位)					
	(3)1時間以上1時間30分未満 (276単位)					
	(4)1時間30分以上 (346単位に30分増すごとに +70単位)					
初回加算 (1月につき200単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算 (1月につき150単位を加算)						
						緊急時対応加算(月2回を限度)  1回につき100単位を加算

# 同行援護の従業者の資格要件(案)

## ① サービス提供責任者資格要件（ア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者）

- ア) 介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者
- イ) 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 (※1)
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

## ② 従業者資格要件（ア、イ、ウのいずれかに該当する者）

- ア) 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者 (※2)
- イ) 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※1 アの要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

※2 居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

## 同行援護のサービス提供責任者の資格要件(案)

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護職員基礎研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修2級修了者  
で3年以上の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)  
の修了者



経過措置(平成26年9月まで)

左に該当する場合、同行援護従業者養成研修  
(一般課程+応用課程)の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

# 同行援護のサービス提供者の資格要件(案)

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

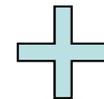


経過措置(平成26年9月まで)

居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験  
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

# 同行援護従業者養成研修カリキュラム(案)

## 一般課程

形態	教科名	時間数	備考
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
講義	同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。
講義	障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
講義	障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
講義	情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。
講義・実習	代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する。
実習講習	同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
実習講習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。
実習講習	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する
合計		20	

## 応用課程

形態	教科名	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。
講義	障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。
実習講習	場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を習得する。
実習講習	場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する。
実習講習	交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。
合計		12	

## 同行援護に係るQ &amp; A

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

分類	質問の内容	現段階の考え方
1 対象者要件	<p>① 区分認定は必須事項であるのか。</p> <p>② 同行援護(身体介護を伴う場合)で支給決定するには、通常の介護給付の申請と同じ手順で、障害程度区分の認定を経る必要があるということになるのか。</p> <p>③ アセスメント票「3夜盲」の場合は、医師意見書の可否判断はどのような場合に想定されるのか。 また、障害程度区分認定等に係る医師意見書を代用することは可能か。</p> <p>④ 既に障害程度区分の認定を受けている障害者等に対して、あらためてアセスメント票の調査・医師意見書の提出を求める必要があるのか。</p>	<p>① 同行援護(身体介護を伴わない場合)を利用する方については、障害程度区分認定は必要ないが、同行援護(身体介護を伴う場合)を利用する方については、障害程度区分認定が必要である。</p> <p>② 基本的にアセスメント票が先となる。また、肢体不自由等により身体介護を伴う場合に障害程度区分の認定が必要となる。</p> <p>③ 同行援護の利用は、身体障害者手帳の交付を受けた障害者及びこれに相当する程度の障害を有する児童であることが前提となる。 アセスメント票の「1視力障害」又は「2視野障害」の程度が基準に該当せず、夜盲のため支給を希望する障害者については医師意見書が必要となるが、身体障害者手帳申請時の診断書・意見書により確認できる場合には、当該意見書については省略することができる。</p> <p>④ 同行援護の支給決定を受けるためには、アセスメント票による調査が必要であるが、身体障害者手帳申請時の診断書・意見書等によりアセスメント票の基準に該当することが明らかな場合には、訪問調査による確認を省略することは差し支えない。</p>

<p>2 支援の範囲</p>	<p>① 同行援護についても現行の行動援護と同様、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められないと解してよいか。</p> <p>② 代読・代筆等付随する業務の範囲を明らかにされたい。</p> <p>③ 病院への通院について、同行援護における外出支援と居宅介護における通院等介助とは、どちらが優先されると考えれば良いのか。</p> <p>④ 同行援護において、通院等介助・通院等乗降介助と同内容のサービスを行う場合、20分以上の介護時間がないと算定できないのか。</p>	<p>① 貴見のとおり。</p> <p>② 代読・代筆等付随する業務の範囲は、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援の範囲である。</p> <p>③ 利用者の利用目的や実状にあわせた支給決定が必要である。</p> <p>④ 同行援護については、居宅分は含まないので、居宅における介護は含まない。</p>
<p>3 支給量</p>	<p>① 同行援護においては、1日における時間数の制限は、設けられるものなのか。</p> <p>② 1日に複数回利用できるのか。</p>	<p>① 1日における時間数の制限は設けない。 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めたい。 ただし、支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限になるものではないことに留意すること。</p> <p>② 1日に複数回の利用は可能である。</p>

4 報酬単価	<p>① 移動支援も含めた現在の支給量を低下しないように決定すると国庫負担基準単位を超えるケースが考えられるが、仮に実績が基準額を超えた場合は、特例補助金等を申請することになるのか。</p>	<p>① 国庫負担基準の基本的な考え方として、サービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能という柔軟な仕組みである。</p> <p>また、同行援護の国庫負担基準を、実績が超過した場合には、他の訪問系サービスと区分間流用をすることができる。そのうえで、国庫負担基準全体が超過するようであれば、地域生活支援事業や基金事業等による助成が可能である。</p>
5 従業者関係	<p>① 先般示された「同行援護の事業内容等について(案)」の3(1)②〈従業者の要件〉「ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる者」における「これに準ずる者」の範囲は、具体的にはどのような者なのか。</p> <p>② 「従業者要件の ア 同行援護従業者養成研修修了者」が居宅介護の通院等介助に従事する場合の取扱はどのように考えているか。</p> <p>③ 移動支援事業におけるガイドヘルパーの資格は要件を満たすと考えられるものか。</p> <p>④ 視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業</p>	<p>① 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日 障発第1031001) 第二の3(1)①(三)イ～オを参考とされたい。</p> <p>② 同行援護従業者養成研修課程修了者は、居宅介護に従事することはできない。</p> <p>③ 移動支援従業者養成研修を、同行援護従業者養成研修一般課程と同等であると都道府県が認めれば要件を満たすことになる。</p> <p>また、実務経験1年については、ガイドヘルパーの経験も含まれるものと考えている。</p> <p>④ 視覚障害者に対する直接処遇として、「指定施設における業務の範囲</p>

	<p>に1年以上従事経験とあるが、どのような施設の福祉経験を指すのか。</p>	<p>等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日 社庶第29号)別添2の業務を行った場合が対象となるものと考えている。</p>
<p>6 研修</p>	<p>① 「同行援護従業者養成研修」と基金事業等で実施している「移動支援資質向上研修」との関係はどのように考えているか。</p> <p>② 各教科の講師要件を示していただきたい。</p>	<p>① 同行援護従業者養成研修は、重度の視覚障害者への支援に関する研修として、一般課程を20時間、応用課程を12時間とすることを予定している。</p> <p>一方、移動支援資質向上研修は、重度の視覚障害者も含めた移動支援全般にわたる研修を目的としているものであるが、各自治体において、「同行援護従業者養成研修課程に相当するもの」として認めることは差し支えない。</p> <p>② 同行援護従業者養成研修課程については、重度訪問介護従事者養成研修課程及び行動援護従業者養成研修課程等同様、以下(参考通知)に盛り込むことを検討している。また、各教科の講師要件や研修の内容については、各都道府県において判断していただきたい。</p> <p>(参考通知)</p> <p>居宅介護従業者養成研修等について(平成19年1月30日障発0130001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の第一の3及び7の(3)を参考されたい。</p>

7 移動支援との関係	<p>① 同行援護対象者の要件を満たす者は、移動支援からすべて移行しなければならないのか。</p> <p>また、移動支援と同行援護の重複給付は可能か。</p>	<p>① 同行援護対象の対象となる者は同行援護を利用し、対象にならない者については移動支援を利用していただくこととなる。</p> <p>ただし、グループ支援など同行援護で対応できないサービスを利用する場合には、移動支援を利用する。</p> <p>また、制度施行時において、地域によって同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、地域生活支援事業を柔軟に活用し、移動に支援を要する者へのサービスの停滞がないよう配慮されたい。</p>
8 その他	<p>① 障害者自立支援法の改正に伴い、同行援護への対応を含め、システムの改修が必要になります。23年10月施行分と24年4月施行分の二段階に分けての改修になりますが、いずれの改修経費も障害者自立支援法等改正円滑化特別支援事業による助成対象として差し支えないか。</p>	<p>① 助成対象となる。</p>